



2025年8月12日

各位

会社名 株式会社ヴィア・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 楠元 健一郎
(コード7918、東証スタンダード市場)
問い合わせ先 常務執行役員 経営推進本部長 羽根 英臣
電話番号 03-5155-6801

第26回、第27回新株予約権の取得および消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年1月5日に野村證券株式会社を割当先として、第三者割当により発行しました第26回、第27回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます）につきまして、2025年8月27日（予定）に残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得及び消却する本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の名称	株式会社ヴィア・ホールディングス 第26回新株予約権 株式会社ヴィア・ホールディングス 第27回新株予約権
(2) 発行した予約権の個数	100,000個 第26回新株予約権：60,000個 第27回新株予約権：40,000個
(3) 本新株予約権の割当日	2024年1月5日
(4) 本新株予約権の行使期間	2024年1月9日から2027年1月8日まで
(5) 本新株予約権の発行価額	総額5,680,000円 (第26回新株予約権1個につき金64円、第27回新株予約権1個につき金46円)
(6) 本新株予約権の行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額 第26回新株予約権：215円 第27回新株予約権：258円 行使価額は、2024年1月9日以降、各回の本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。）の91.5%に相当する価額に修正されます。 各回の本新株予約権について、修正後の価額が各回の本新株予約権の下限行使価額を下回ることとなる場合には、各回の本新株予約権の下限行使価額を修正後の行使価額とします。ただし、第27回新株予約権について、当社は、2024年1月9日以降、当社取締役会の決議（以下かかる決議を

	「下限行使価額修正決議」という。)により下限行使価額の修正を行うことができ、かかる修正が行われる場合、第27回新株予約権の下限行使価額は、(i)129円又は(ii)下限行使価額修正決議がなされた日の直前取引日の東証終値の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されます。
(7) 取得および消却する本新株予約権の個数	74,500個 第26回新株予約権：34,500個 第27回新株予約権：40,000個 (現在残存する本新株予約権の全部)
(8) 本新株予約権の取得金額	総額4,048,000円 (第26回新株予約権1個につき金64円、第27回新株予約権1個につき金46円)
(9) 本新株予約権の取得及び消却日	2025年8月27日(予定)

※ 本新株予約権の詳細につきましては、2023年12月20日付「第三者割当による行使価額修正条項付第26回及び第27回新株予約権(行使指定・停止指定条項付)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 新株予約権の取得及び消却の理由

当社は、2023年12月20日付「第三者割当による行使価額修正条項付第26回及び第27回新株予約権(行使指定・停止指定条項付)の発行に関するお知らせ」に記載の通り、第三者割当により2023年1月5日に本株予約権を発行いたしました。本新株予約権については、2025年6月までに25,500個(2,550,000株)が行使され、行使による払込金額は360,965,000円となっております。しかしながら、当社の株価が下限行使価額を下回る期間が長期化していることから、本新株予約権の行使が行われず、当初想定していた資金調達の実現することが困難となりました。

当社といたしましては、今後の資本政策の柔軟性を確保するため、本新株予約権を取得し、消却することを本日開催の取締役会において決議いたしました。

3. 今後の見通し

本新株予約権の取得および消却について、当連結会計年度の業績に与える影響は軽微であります。

以上